

滋賀県

歯科衛生士・技工士向け奨学金

県外の大学・専門学校 の 学生 も 対象

要件を満たすことで、奨学金の返還が全額免除されます！

修学応援資金

貸与金額

年額 264,000円

返還免除要件

資格取得

在学する課程の正規の目的とする免許

就業先

県内医療機関（病院、診療所）、歯科技工所等

就業年数

5年



- ・無利子の奨学金です！（返還期限を超過した場合は別途延滞金が発生します）
- ・何年生からでも申請できます！
- ・病院や学校が実施する奨学金との併用できます！（県の一部奨学金との併用不可）
- ・産前・産後休暇や育児休暇期間等は返還を猶予できます！

お問合せ・制度の詳細・申請はこちらから

滋賀県健康医療福祉部医療政策課・健康しが推進課

077-526-8188

kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp



【新規貸与者対象】

滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士

修学応援資金

令和8年度 **2次**募集案内

滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援貸与制度とは

滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金（以下「応援資金」という）は、滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援貸与要綱に基づき、現在保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士または歯科技工士を養成する学校・養成所に在学する方で、卒業後に滋賀県内の医療機関等（P4参照）で看護職員、歯科衛生士または歯科技工士として仕事をしたいと考えている方に、応援資金を貸与する制度です。

応援資金の貸与を受けた方は、一定期間（5年間）、滋賀県内の医療機関等で働くなど、免除条件をすべて満たすことで、貸付金の返還の免除を受けることができます。

貸与対象者

下記の要件を満たす方が修学資金の貸与を受けることができます。

- ① 現在、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士または歯科技工士を養成する学校・養成所に在学している
- ② 養成施設を卒業した後、滋賀県内の医療機関等で働く意思がある

<注意>

※過去に本県が実施する看護職員修学資金や授業料資金等の貸与を受けたことがある方は、この資金の貸与を受けることができません。

※看護職員、歯科衛生士または歯科技工士として働く場合に限り、事務スタッフや養護教諭など、別の職種で採用され、就業することはこの制度上認められません。

貸与年額

- 看護師等・歯科衛生士・歯科技工士 年額 264,000 円
- 准看護師 年額 132,000 円

用語説明

養成施設	：	看護師等、歯科衛生士・歯科技工士の学校養成所
貸与	：	お金を貸すこと。
返還	：	借りたお金を返すこと。
返還免除	：	借りたお金を返さなくてもよくなること。
従事・就業	：	看護師等として業務に従事すること。

貸与期間

養成施設に在学する機関

※ただし、各養成施設における「修業年限」を限度とします。

※留年が決定した翌年度の貸与は行いません。

※貸与申請は、毎年行う必要があります。

貸付金の利子

無利子

※ただし、応援資金の返還が生じた際に、納期限を超過し返還金を納付した場合は、延滞金が発生します。

交付方法

年1回、年額分をまとめて申請者本人の金融機関の口座に振り込みます。

連帯保証人

連帯保証人が必要です。連帯保証人は、以下の条件を満たしている必要があります。

※一定の職業を有し、独立した生計を営む成年者であること

※連帯保証人は、原則として主債務者(=申請者)と同じ債務を負担することとなります。

貸与契約の解除

貸与生が、以下の事由に該当する場合、応援資金の貸与契約が解除されます。

貸与契約が解除されると、応援資金の返還が必要となります。

●退学したとき

●心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき

●学業成績が著しく不良になったと認められるとき

●貸与生としてふさわしくない非行のあったとき

●応援資金の貸与を受けることを辞退したとき

●死亡したとき

●虚偽その他不正の手段により応援資金の貸与を受けたことが明らかになったとき

●その他応援資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

※貸与契約が解除されると、応援資金の返還が必要となります。

貸与の停止

貸与生が留年したときは、留年が決定した日の属する年度の翌年度の貸与は行いません。

また、年度の初日から末日まで休学または留年したときは、当該年度の貸与は行いません。

応援資金の返還

貸与生であった者は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算し、貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦・半年賦・一括払いのいずれかの方法により応援資金を返還しなければいけません。

返還の猶予

貸与生であった者は、以下の事由に該当し、その事由が継続する期間(※)、応援資金の返還の猶予を受けることができます。

●応援資金の貸与契約が解除された後、引き続き同じ養成施設に在学しているとき

●返還免除を受ける見込みがあると認められるとき

●妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇もしくは育児休暇またはそれらに相当する休暇を取得しているとき

●養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに、看護職員、歯科衛生士または歯科技工士の免許を取得し、直ちに県内の医療機関等において引き続き5年間業務に従事する見込みがあるとき

●養成施設を卒業した後、看護職員、歯科衛生士または歯科技工士に関する養成施設または大学院に在学しているとき

●医療機関等を退職した後、求職にかかる届出を実施し、他の医療機関等に就業しようとするとき

●上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、業務に従事できないとき

(※)県内医療機関等を退職し、他の県内医療機関等に就業するための求職の届出をした場合については、3か月が上限です。

(※)返還免除を受ける見込みがあると認められ、返還の猶予を受けている場合を除いて、猶予期間は5年が上限です。

返還の免除

次の条件のいずれにも該当する場合、授業料資金の返還の債務免除を受けることができます。

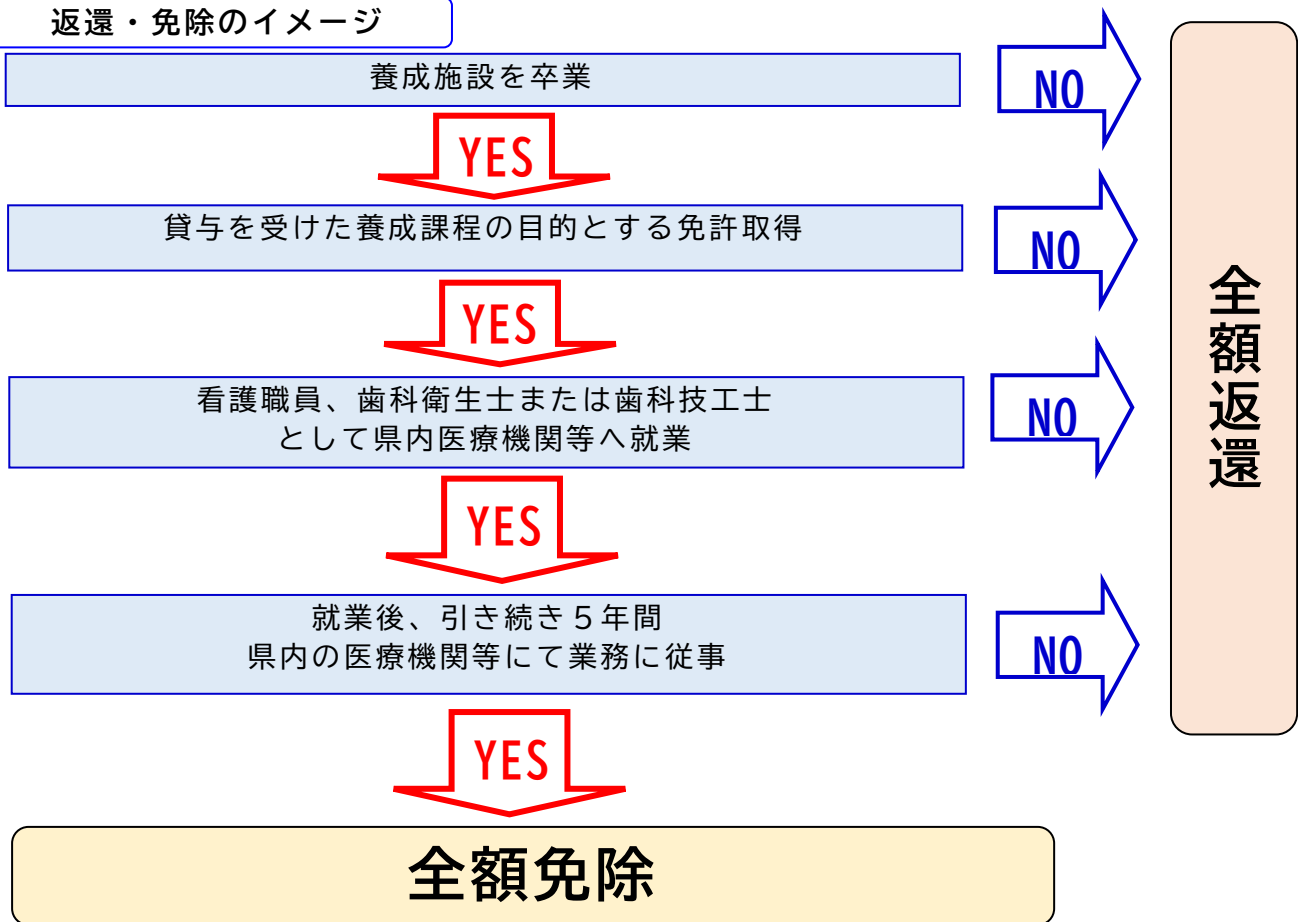
条件 1

養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに、看護職員、歯科衛生士または歯科技工士の免許を取得すること。

条件 2

免許取得後、直ちに県内の医療機関等に就業し、引き続き5年間業務に従事すること。
(※)常勤・非常勤問わず週30時間以上の就業時間が必要です。

返還・免除のイメージ



県内の医療機関

県内の医療機関等とは、滋賀県内の下記の医療機関のことをいいます。

① 病院	④ 訪問看護事業所および 介護予防訪問看護事業所	⑦ 歯科技工所
② 診療所 (歯科診療所含む。)	⑤ 介護老人保健施設	⑧ 福祉施設の一部など
③ 助産所	⑥ 自治体	⑨ 看護師等養成所などの教員

注意事項

- 1 養護教諭として就業したときや医業類似行為（あんま、はり、きゅう、マッサージ）の施術所は、看護師等としての就業とは認められません。
- 2 同一の設置者（医療法人等）が複数の医療機関等を開設しており、人事異動・配置換えなどにより県外の施設に就業先が変更された際も、その時点で全額返還になります。

貸与申請手続きについて

(1) 貸与申請手続きの流れ

事前申請

締切：令和8年8月31日(月)

次頁の必要書類を確認いただき、しがネット受付サービスにて、事前申請を行ってください。



必要書類の提出

事前申請の内容確認後、県から必要書類を送付しますので、必要事項を記入し、貸与申請書その他必要書類を在学する学校等の窓口にご提出ください。
※必要書類一式は専用の封筒に封入し、提出してください。



貸与決定

貸与決定後に、県から貸与通知書を送付します。



貸付金の貸与

(2) 貸与申請手続きに必要な書類

必要書類

- ① 滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金貸与申請書
- ② 連帯保証人の印鑑登録証明書【発行後3か月以内のもの】
- ③ 申請者本人の住民票記載事項証明書【発行後3か月以内のもの】
- ④ 学生証の写し
- ⑤ 家計支持者の令和7年1月～12月にかかる『所得証明書』

※自治体(市町村等)が発行するもの(源泉徴収票や確定申告書の写しは不可)

※世帯で最も収入がある方の証明書を提出してください

- ⑥ 振込先口座(申請者本人に限る)に指定する通帳見開きページの写し等

※支店名、預金種目、口座名義、口座番号等が確認できるものを添付すること。

※ネット銀行の口座を指定する場合は、上記口座情報がすべて記載されたWEB サイトページ等を印刷し添付してください。

- ⑦ 滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金借用証書
- ⑧ 誓約書

※③～⑥の書類は、事前申請時にしがネット受付サービスで画像添付が必要です。

※①～⑧のほか、必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。

<振込先口座として指定する口座について>

- ・申請者本人名義の口座に限ります。
- ・口座科目は、普通預金に限ります。(※貯蓄口座・定期預金口座を指定することはできません。)
- ・銀行に口座がない場合は、申請者本人名義の口座を開設してください。
- ・同一養成課程在学中は、原則として振込先の口座の変更を行うことはできません。
ただし、結婚して苗字が変わった場合や銀行の統廃合により指定口座情報に変更が生じた場合は、ただちに県までご連絡ください。(指定の日に修学資金を貸与できなくなる可能性があります。)

<注意>

必要書類のなかには、公的な機関に発行を依頼する必要があるものや連帯保証人に自著＋実印の押印をお願いする必要があるものがありますので、計画的に準備を進めてください。

申請する前に確認してください

「県内医療機関等」について、しっかり理解できましたか？

※看護職員、歯科衛生士または歯科技工士として働く場合に限りです。事務スタッフや養護教諭など、別の職種で採用され、就業することはこの制度上認められません。

応援資金は養成施設卒業後、原則返還する資金です。

※養成施設卒業後は、免除対象施設で就業するなどして、返還猶予を受けなければ、返還となります。

応援資金は「県内医療機関等」で、5年間業務に従事することで返還の免除を受けることができます。

養成施設に在学している間、毎年応援資金の貸与を受けることとなります。

※在学している途中で、貸与辞退された場合は、養成施設卒業後に返還となります。

事前申請はこちらから

締切：令和8年8月31日(月)



<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/ouenshikin>

<お問い合わせ先>

滋賀県健康医療福祉部医療政策課看護職確保係

〒520-8577

滋賀県大津市京町4丁目1-1

TEL 077-526-8188

Mail kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp